

# 国税通則法「改正」に 当たっての要請

寒気きびしき折柄、ますますご清栄のことと存じます。

政府が閣議決定した11年度税制改革大綱には税制「改正」とともに、国税通則法「改正」が入っています。しかし、納税者の権利を侵害する問題点が多数含まれています。

「納税者権利憲章」は、行政文書でなく、納税者の権利を定めた法律として制定してください。

国税通則法「改正」に当たっては、白色申告者の記帳義務化、修正申告の強要、事前連絡の例外、再調査権、領置権の拡大の規定などは削除して下さい。

ひとこと